

公立大学設立準備委員会設置要綱（案）

（設置）

第 1 条 諏訪東京理科大学の公立化及び公立大学法人の設立にあたり、必要な事項を検討するため、公立大学設立準備委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（検討事項）

第 2 条 委員会は、次に掲げる事項について、検討を行うものとする。

- (1) 公立大学法人（以下「法人」という。）の組織に関する事
- (2) 法人の運営に関する事
- (3) 法人の中期目標及び中期計画に関する事
- (4) 法人の評価制度に関する事
- (5) 法人の人事給与制度に関する事
- (6) 法人の財務会計制度に関する事
- (7) 前各号に掲げるもののほか、諏訪東京理科大学の公立化及び法人の設立に必要な事項

（組織）

第 3 条 委員会は、委員 10 名程度をもって組織する。

- 2 委員は、理事長予定者、学長予定者、茅野市副市長、学校法人東京理科大学、長野県、諏訪地域産業界代表者及び学識経験者をもって構成する。
- 3 委員会は、前項の委員のほか、必要に応じ、オブザーバーを設けることができる。（注）理事長予定者、学長予定者は決定後に委員に加える。

（委員長）

第 4 条 委員会に委員長を置き、委員が互選する。

- 2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代理する。

（会議）

第 5 条 委員会の会議は、委員長が招集し、議長となる。

- 2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 委員長は、専門的な事項について必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見を求めることができる。

（ワーキンググループ）

第 6 条 第 2 条に規定する検討事項について、具体的な調査検討を行うため、委員会にワーキンググループを設置する。

- 2 ワーキンググループの運営に関し必要な事項は、別に定める。

（庶務）

第 7 条 委員会の庶務は、学校法人東京理科大学及び諏訪地域 6 市町村において処理する。

（補則）

第 8 条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成 28 年 月 日から施行する。